

# 福岡県公報

平成二十六年四月十五日  
第三千五百八十七号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一

○福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (建築指導課) ……………一

### 正誤

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成二十六年三月福岡県規則第十六号) 中正誤 (人事課) ……………四

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (平成二十六年三月福岡県規則第十七号) 中正誤 (人事課) ……………四

## 規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十五号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

○ 第百八十五条の二に次の一項を加える。

2 前項の資格審査の結果、資格がないと認められた者から請求があるときは、契約担当者は、資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

第百八十五条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項に規定する資格に関する

る文書を手ずするための手段

第百八十五条の四第一項中「一般競争入札については」の下に、「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り」を加える。

第百八十五条の十一中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

### 附則

この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。

福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年四月十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十六号

福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

### (趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の報告に係る添付書類)

第二条 省令第五条第四項(省令附則第三条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会(以下「判定委員会」という。)が建築物の耐震診断の結果について評価したことを証する書類(以下「耐震診断の評価書」という。)の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類とする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

**第三条** 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、耐震診断の評価書の写し、判定委員会が建築物の耐震改修の計画について評価したことを証する書類（以下「耐震改修計画の評価書」という。）の写し、付近見取図、配置図、各階平面図及び求積図とする。

2 省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条一項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第二十八条第二項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）

**第四条** 省令第三十三条第一項の規則で定める書類は、同項第一号に掲げる図書を提出する場合にあつては、現況調査報告書（別記様式）及び求積図とし、同項第二号に掲げる図書を提出する場合は、現況調査報告書（別記様式）、付近見取図、配置図、各階平面図及び求積図とする。

2 省令第三十三条第二項第一号の規則で定める書類は、現況調査報告書（別記様式）、耐震診断の評価書の写し又は耐震改修計画の評価書の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号に掲げる者であることを証する書類とする。

3 省令第三十三条第二項第一号の規定にかかわらず、法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第三十三条第二項第一号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

4 省令第三十三条第二項第二号の規則で定める書類は、現況調査報告書（別記様式）、付近見取図、配置図、各階平面図及び求積図とする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類）

**第五条** 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、耐震診断の評価書の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、求積図及び耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号に掲げる者であることを証する書類とする。

2 省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第二十五条一項の規定による認定の申請には、省令第三十七条第一項第二号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

い。

**附 則**

（施行期日）

**第一条** この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この規則の施行の前日に耐震診断を完了している建築物で、耐震診断の評価書の交付を受けていないものについては、耐震診断の結果を示す書類、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図をもって、第二条の耐震診断の評価書の写しに代えることができる。

## 別記様式（第 4 条関係）

## 現況調査報告書

私、\_\_\_\_\_ は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 2 条第 1 項に基づき認定申請を行う建築物の現況を調査しましたので報告いたします。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

福岡県知事 殿

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

⑨

1 代理者	①氏名	⑨		
	②住所			
	③電話番号			
2 調査者	①資格	( ) 級) 建築士	( ) 登録	第 号
	②氏名			
	③建築士事務所名	( ) 級) 建築士事務所	( ) 知事登録	第 号
	④所在地			
	⑤電話番号			
3 調査建築物の概要	①敷地位置			
	②建築面積	m <sup>2</sup>	③延べ床面積	m <sup>2</sup>
	④建築物の階数	地上 階	地下 階	
	⑤建築物の用途			
4 調査結果概要	①構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格		
	既存不適格条項			
	②構造耐力関係以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格		
	既存不適格条項			
	③耐震改修工事を実施した場合の改修計画と施工内容	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画のとおり施工されており、耐震関係規定に適合することを確認した。 法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
④増改築等の履歴	<input type="checkbox"/> 違法な増改築の実施がされていないことを確認した。			
⑤既存部分の劣化状況	<input type="checkbox"/> 著しい劣化状況は見られないことを確認した。			
特記事項				

正  
誤

26 ・ 3 ・ 28		発 行 日 月 年	
3582 増刊①		報 号 番	
規 則		種 類	
17	16	同 上 番 号	
25	16	ペ ー ジ	
		上	欄
○	○	下	
	11 後 から	行	
表 中	追 加	備 考	
当該分場等の事務を掌理する。	「大濠公園能楽堂」。	正	
当該分場等の事務を掌理する。	大濠公園能楽堂	誤	